

平成18年9月29日(金)

於・虎ノ門パストラル 新館6Fペーシュ

## 水産政策審議会第27回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第27回資源管理分科会

### 1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年9月29日 午後1時37分

閉会 平成18年9月29日 午後3時00分

### 2. 出席した委員の氏名

委員 奥野恒太郎 小林 嗣宜 桜本 和美 三鬼 楠好

宮原 邦之 山下 東子

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 蟹 忠男 川端 勲

熊谷 拓治 嶋野 勝路 中田 邦彦 本川 廣義

保田 綱男 山田 邦雄 吉岡 修一 來田 仁成

3. 水産庁側出席者

中前 次長	山下資源管理部長	重増殖推進部長	
坂井企画課長	香川管理課長	國府資源管理推進室長	
成子遠洋課長	宮原沿岸沖合課長	中田遊漁海面利用室長	
長谷川国際課長	小田巻漁場資源課長	田辺裁培養殖課長	和田増殖推進部参事官

4. 諮問事項

諮問第111号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の  
規定に基づく基本計画の検討等について

5. 協議事項

さば類の管理期間の変更について  
中間的管理方針（案）について

6. 報告事項

海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について  
第1種特定海洋生物資源の採捕数量について  
指定漁業の許可等の一斉更新について

7. 議 事

別紙のとおり

8. 議決の数

出席者全員賛成

9. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

1. 委員の出席状況について

1. 配付資料の確認

1. 分科会長挨拶

1. 議 事

( 諮問事項 )

諮問第 111 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律  
第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

( 協議事項 )

さば類の管理期間の変更について  
中期的管理方針 ( 案 ) について

( 報告事項 )

海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について  
第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について  
指定漁業の許可等の一斉更新について

( その他 )

1. 閉 会

開 会

香川管理課長 ただいまから、第 27 回資源管理分科会を開催いたします。

初めに、8 月 1 日の人事異動により水産庁幹部の異動がございましたので、紹介させていただきます。

資源管理部長の山下でございます。

増殖推進部長の重でございます。

遠洋課長の成子でございます。

裁培養殖課長の田辺でございます。

私は、管理課長の香川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の出席状況について

香川管理課長 それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会第 8 条第 1 項の規定により審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員 8 名中 6 名の方が出席される予定となっており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

なお、特別委員は 15 名中 12 名の方が出席されております。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございました。

配付資料の確認

香川管理課長 それでは、まず配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、まず議事次第でございます。

それから、1枚めくっていただきますと「水産政策審議会第27回資源管理分科会資料一覧」というページがございます。

その次に、資料1といたしまして、資源管理分科会の委員の名簿がございます。

その次に、資料2「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第111号）」という資料2がございます。次のページに、別紙の資料が横書きでございます。それから、3枚めくっていただきますと、資料2-1として「漁獲可能量の配分総括表」という資料がございます。それから、2枚めくっていただきますと、資料2-2として「さば類の漁獲量（累計）」という資料がございます。

その次、2枚めくっていただきますと、資料3といたしまして「さば類の管理期間の変更について」という資料がございます。

1枚めくっていただきますと、資料4として「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表」という横紙の資料がございます。これが3ページございまして、その次に、資料4-1といたしまして、これも横紙でございますが、「中期的管理方針（案）について」という資料がございます。これが3枚ございます。

その後、資料5といたしまして「海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について」という資料がございます。

1枚めくっていただきますと、資料6といたしまして「第1種特定海洋生物資源の採捕数量」という資料がございます。

さらに2枚めくっていただきますと、資料7といたしまして「指定漁業の許可等の一斉更新について」という横紙の資料がございます。これが6枚ございます。

資料につきましては以上でございますが、特に問題はございませんでしょうか。

#### 分科会長挨拶

香川管理課長 それでは、資料につきましては問題ないようでございますので、分科会長、よろしく願いいたします。

山下分科会長 皆さん、こんにちは。今年は、水産庁さん、当たり年のようで会議がたくさんあると。5年に1回だそうでございます。そこで、いつもお忙しい中ではございますが、何度もお出ましをいただいているかと思えます。報告事項の方で、また、この当たり年に関するようなことも出てまいります。御協力のほど、よろしく願いいたします。

#### 議 事

（諮問事項）

諮問第111号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律  
第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 それでは、まず議事に入りまして、諮問事項第111号でございます「海洋生物資

源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の説明をお願いいたします。

香川管理課長 そうしましたら、私の方から御説明をさせていただきます。資料は2でございます。諮問第111号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」を御説明いたします。

お手元の資料2が諮問内容でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

18水管第2194号

平成18年9月29日

水産政策審議会

会長 小野 征一郎殿

農林水産大臣 松岡 利勝

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第111号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成17年11月24日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

本諮問では、本年、平成18年のマサバ及びゴマサバ並びにマイワシのTACの留保枠の追加配分について御審議いただくものでございます。

基本計画の変更箇所は、資料2の諮問文の次のページでございますが、右上に「別紙」と書いた横紙の中で、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表」の下線部分となっております。具体的には、1枚目にマイワシの大中型まき網漁業への割当数量の変更、それから、3ページ目にマサバ及びゴマサバの都道府県への配分の変更ということでございます。

まず、中身につきましては、資料2-1の「平成18年漁獲可能量の配分総括表（案）」で御説明をさせていただきます。

まず、マサバ及びゴマサバの追加配分について御説明いたします。資料2-1の1ページ目をごらんください。左の欄の真ん中あたりにマサバ及びゴマサバがございますが、その漁獲可能量TACは60万2,000トンというふうになっております。これは、当初配分と漁場形成の変動に対応するための留保枠の合計数量でございます。留保枠につきましては、下の注書きに（注1）がございましたが、ここに書いてありますように、漁場の形成状況を踏まえつつ、大臣管理分、知事管理分を合わせた漁獲の総量が、サバにつきましては44万4,000トン以内になるように管理することを目安に追加配分を行うこととなっております。

右の欄に大臣管理分の配分を示しておりますが、サバの当初配分といたしましては、大臣管理分につきましては、当初 23 万 4,000 トンを大中型まき網漁業に配分しておりますが、その後、前回 7 月の審議会において承認されたため追加配分を行っており、現在、ここにございますように、30 万 3,000 トンというふうになっております。

また、都道府県管理分につきましては次のページをごらんください。これは都道府県に対する配分表でございますが、上の欄に魚種がございます。右から 3 番目にマサバ及びゴマサバの欄がございます。この表にございますように、マサバ及びゴマサバにつきましては、東京都、静岡県、三重県等、9 都府県に数量配分をいたしております。その他の都道府県につきましては、若干という配分をしているわけでございます。

都道府県につきましても、7 月の審議会におきまして追加配分を承認されており、ここにある宮崎県及び鹿児島県については 7 月の追加配分後の数量でございます。今回、都道府県に対する配分表の、色を塗っておりますが、三重県、和歌山県、高知県、宮崎県につきまして数量を追加したいと考えております。具体的には、三重県の数量を 2 万トンから 3 万 1,000 トン、和歌山県の数量を 8,000 トンから 1 万 3,000 トン、高知県の数量を 1 万トンから 1 万 1,000 トン、さらに宮崎県の数量を 1 万 2,000 トンから 1 万 5,000 トンにそれぞれ改定をいたしたいというふうに考えております。

現在の漁獲状況でございますが、1 枚めくっていただいて資料 2 - 2 のグラフをごらんください。小さくて、ちょっとわかりにくいかと思いますが、このグラフの中で「18 T A C」と表記した青い横線がございます。これが当初の T A C 配分量でございます。県別の T A C 配分量が横線で、ブルーの 18 T A C というふうに書いたものでございます。それで、赤丸の H 18 と書いたものが今年の漁獲量でございます。それぞれ T A C の消化状況に対する、全体の消化状況は昨年とほぼ同じような消化状況になっております。

上は、今回配分をしようとしている都道府県でございます。下は、今回配分を予定していない都道府県でございます。ここにお示しをいたしましたように、今回追加配分を行わない県につきましては、全体として昨年 これは平成 17 年、紫の折線グラフでございますが、これを下回る漁獲状況でございますが、ゴマサバの漁場形成が良好な三重県、和歌山県、高知県、宮崎県の 4 県につきましては、ここにございますように、5 月以降、急激に漁獲が伸びており、今回、当該 4 県に対して配分を行うものでございます。

次に、マイワシの T A C 配分について御説明をいたします。資料 2 - 1 に戻っていただきたいと思っております。この 1 ページ目、左側の真ん中あたりにマイワシの漁獲可能量、T A C の配分数量を記しております。マイワシにつきましては、T A C は 6 万トンでございます。これは、当初配分と漁場形成の変動に対応するための留保枠の合計数量でございます。マイワシにつきましてもサバと同様に、下の注書きにありますように、漁場形成を踏まえつつ、大臣管理分、知事管理分を合わせた漁獲の総量が、マイワシにつきましては 4 万 9,000 トン以内になるように管理することを目安に留保枠から追加配分を行うこととしております。

当初配分といたしましては、大臣管理分として 3 万 3,000 トン、それから、都道府県には若干配分として 1 万 7,000 トンを割り当てているところでございます。

マイワシにつきましては、資料 2 - 2 の 2 ページ目をごらんいただきたいと思っております。先ほどのサバ類の漁獲量の累計の次のページでございます。ここに示しておりますように、平成 18 年におきまして、大中型まき網漁業としては 6 月以降、急激に漁獲が伸びており、今回、大臣管理分の留

保1万トンを追加し、大中型まき網漁業の数量を当初割当の3万3,000トンから4万3,000トンに改定したいというふうに考えております。

諮問第111号に関する説明は、以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か、御質問、御意見等はありませんでしょうか。サバ類とマイワシですけれども、TACの配分の増加といいますか、中での変更ということでございます。

それでは、諮問第111号については原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

(協議事項)

さば類の管理期間の変更について

山下分科会長 続きまして、協議事項に入ります。協議事項、「さば類の管理期間の変更について」でございますが、説明の方をお願いいたします。

香川管理課長 引き続きまして、協議事項の「さば類の管理期間の変更について」を御説明させていただきます。これは資料3でございます。

本件は、先ほど、TACの留保枠の再配分について諮問させていただいた基本計画に関連するものでございます。次回の11月会合におきまして正式にお諮りさせていただきたいと考えております。

資料3をごらんください。本件につきましては、全国まき網漁業協会等から、サバ類TACの管理期間を現行の1月～12月から7月～6月に変更してほしいという要望が出されまして、本年2月28日の資源管理分科会で、福島委員から管理期間の変更要望が出されたところでございます。これに対しまして水産庁としましては、都道府県その他の漁業者の意見を聞きながら検討する旨、応答したところでございます。

その後、関係者の意見を聞きながら、鋭意検討した結果、本日、こうして協議事項として取り上げさせていただきました。今後のスケジュールとしては、本日頂戴する御意見等を踏まえ整理させていただいた後、19年のTAC数値設定を行う11月の次回分科会におきまして正式にお諮りさせていただく予定としております。

今日までの検討経緯でございますが、私どもとしましては、本年2月28日以降、当方から都道府県、漁業関係者並びに研究者の意見を聞きながら検討を重ねてまいりました。

関係者の意見を聞いた結果といたしましては、必要に応じて、管理期間の途中で、再度資源評価を行う必要についての指摘、あるいは管理期間変更後においても適切な追加配分を要望する意見がございましたが、全体としては関係者全員の了解が得られたというふうに考えております。

以下、資料の2をごらんください。まず、全国まき網漁業協会が、本件管理期間の変更を要望した理由でございます。これにつきましては2の(1)に記しておりますが、サバ類の漁期の端境期が6月であることから、操業制限がより容易になること、それから、サバ類の盛漁期は10月～1月ということでございますが、資金需要が大きくなる12月末での操業制限は困難であるということでございます。

このような提案理由に基づきまして、あるいは関係者との相談を踏まえて、水産庁として、この

管理期間の変更が妥当とした判断は次のとおりでございます。これは、この資料の2の(2)にございます。

資源評価の精度という観点からは、1月～12月のTAC設定が最適でございますが、7月～6月のTAC設定といたしましても、TACの期中改定を前提とすれば、従前同様の精度の資源評価を基礎としたTACの設定、運用が可能であるということでございます。

また、サバ類の一方のTAC管理者である都道府県からも、管理期間の変更について大きな反対意見がなかったということもございます。

以上の点で、水産庁としては、この管理期間の変更は妥当というふうに判断をいたしているところでございます。

今後の手続でございますが、まず、本年11月開催予定の水産政策審議会資源管理分科会におきまして、サバ類TACについて、18年TACの管理期間を18年7月～19年6月に変更すること、19年TACを19年7月～20年6月の管理期間で設定するということにつきまして、正式にお諮りすることといたしたいと思っております。

その際、18年7月～19年6月のTACについて数量設定をどうするかということについて検討が必要となっておりまいます。これにつきましては、この資料の3に書いておりますが、下に管理期間変更のイメージというものがございます。ここに記しておりますけれども、まず19年1月～19年6月の許容漁獲量を新たに算定いたします。ここではBと書いてあるものでございます。真ん中の横にA、B、C、Dというふうになっておりますが、19年1月～7月のBの期間におけますTACを算定いたします。これを18年1月～12月の許容漁獲量、これはAでございますが、18年全体の許容漁獲量Aに加えて、そこから18年1月～6月の採捕実績、これはCでございますが、これを差し引いたもの、Dを18年7月～19年6月のTACというふうに行いたいと考えております。

本件に関する説明は、以上でございます。

山下分科会長 ただいま、協議事項として説明していただいたことはサバ類の資源管理期間を変更するという事で、期間変更のイメージというのが、すごくややこしいかもしれないのですが、オーバーラップする時期としない時期、ちょっとした空白期間ができるのをどう埋めるかということで御苦労されて、こういうふうと考えられたということです。正式には、次回、協議事項としてお諮りするというのですが、いきなりでは、その場で意見も出にくかるうということで、先にこうして説明をしていただきました。

せっかくの機会でございますので、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。何かわかりにくいところなどがあつたら、ぜひ質問をお願いいたします。

それでは、この件につきまして、原案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中期的管理方針(案)について

山下分科会長 それでは、次に協議事項2つ目でございますが、「中期的管理方針(案)について」の説明をお願いいたします。

香川管理課長 説明させていただきます。協議事項の中期的管理方針でございます。本件につき



ましても、11月の次回分科会におきまして正式にお諮りをしたいというふうに考えております。

本件も、先ほどから御説明しております海洋生物資源の保存管理に関する法律に基づく基本計画に関連するものでございます。これにつきましては資料4でございます。

資料4をごらんください。資料4の右側の欄に、現在の基本計画の一部を記載しております。最初のページのところに、「第3、第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項」となっております。

この第3の1におきまして、「可能漁獲量の設定は、2に掲げる管理方針に沿って行うこと」というふうにされております。第3行目に続きます括弧の中に、「当該管理方針については、平成19年の漁獲可能量の設定に係る本計画改正の際には、第1種特定海洋生物資源の中期的管理方針として、将来5年間程度の間における漁獲可能量の設定に係る指針を規定する」というふうに規定をされておるところでございます。本日、こうして協議事項として取り上げましたのは、この規定に従いまして、中期的管理指針について関係者間で検討を進めてきたところ、19年のTACの数値設定を行う11月の本分科会においてお諮りする中期的管理方針(案)のたたき台について御説明をし、御意見を伺いたいという趣旨でございます。

なお、今回協議するこの中期的管理方針(案)につきましては、当方が作成をいたしましたたたき台をもとに、行政、研究者及び関係業界団体間で協議を行いまして、関係者間で見解に隔たりの大きい魚種、例えばイワシ、アジ、サバ、スケトウダラ等につきましては個別に検討会を開催し、検討を進め、さらに都道府県等にも意見を聞きまして、概ね関係者の合意が得られた案としてお示しするものでございます。

まず全体のイメージでございますが、資料4をごらんください。この資料にございますように、現行の1ページ目の右側にございます第3の1及び第3の2の管理方針をすべて削除いたします。その上で次のページ、2ページ目、3ページ目にございます左側の改正後というところに記載しております管理方針(案)に差しかえようとするものでございます。その内容は、次の資料4-1で具体的に御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4-1をごらんください。資料4-1の左側には、今回協議を申し上げている魚種別の中間的管理方針(案)を記載してございます。真ん中には、現在の基本計画に掲げられているTAC設定に当たっての管理方針を記載しております。また一番右側には、ポイントとして中期管理方針(案)と従来のTAC設定に係る基本方針との違い等について記載をしているところでございます。

ポイントといたしまして、現在の管理方針(案)は、先ほど1枚目にごさいましたように、資源水準の状況別に分けて対応ぶりを記載しているわけでございますが、なかなかわかりにくいとか、もう少し魚種別に明確にした方がいいというような御意見もございました。そういう御意見も踏まえながら、今回の中期的管理方針(案)では、魚種別に管理方針を明記したところが従来とは大きな違いでございます。

それでは、まず魚種別に御説明をさせていただきます。

まず、ここにありますサンマでございます。サンマにつきましては、従来の基本方針との違いはございません。すなわち、現在のところ、サンマの資源状態はよいということになっておりますが、供給量により魚価が極端に変動するという問題が生じております。したがって、資源の豊度のみの視点からTACを設定すると供給過剰を招き、漁業経営に悪影響が生じ、結果として、経営が破綻すれば水産物の安定供給が実現できず、水産基本法や資源管理法の目的を達成できないということになります。したがって、このような資源につきましては、将来に向け安定供給を確保する観点か

らTACを安定的に設定するという趣旨でございます。

それから、次にスケトウダラでございます。スケトウダラにつきましては4系統群でございます。この系統群ごとの管理方針を今回の新たな方針では明記をしているわけでございます。

まず、日本海系群及び太平洋系群につきましては、資源水準が低位という状況でございます。しかも、現在の状況はスケトウダラの資源回復にとって、海洋環境等の条件は必ずしもよくないという状況でございます。このような資源回復の条件が悪い魚種にあっては、大幅な漁獲量削減を実施しても、直ちに順調な回復を見るという期待ができず、むしろ大幅な漁獲量の削減が漁業経営に与える負の影響も勘案する必要がございます。したがって、公的な環境条件等の条件になるまでの間、年によって多少の上下変動はございますが、中期的には現在の資源水準を維持することを目標にTACを設定していくということでございます。

このうち、特に資源状態の悪化が著しく、先ほど申し上げました現状の資源を中期的に維持する管理方針のTAC設定、これにおきましても漁業経営に与える影響は極めて大きいと考えられます。日本海北部系群につきましては、漁業経営が維持できる最低限のTACを設定するというところでございます。

ただし、その一方で、資源に与える負の影響を緩和することを目標といたしまして、年度内に資源回復計画を策定し、これによる漁獲努力量削減措置を加味することによりまして、少なくとも資源の減少傾向を可能な限り低減していくということを検討いたしているところでございます。

その他のスケトウダラ系群であります根室海峡系群及びオホーツク海系群につきましては、基本的に従来からの管理方針と同様の管理方針でTACを設定したいと考えます。すなわち、これら資源につきましてはロシア水域にまたがる資源であり、外国との協調した管理が不可欠でございます。このような資源につきましては、一方的に我が国漁業者のみに痛みを伴う管理を行うことなく、少なくとも現状の資源水準を減少させないようにすることを基本として、毎年日本水域への来遊の変動も見込んで柔軟にTACを設定するという方針でございます。

1枚めくっていただきましてマアジでございます。マアジにつきましては2系統群でございます。これも系統ごとに方針を明確化いたしました。太平洋系群につきましては、その資源水準は中位ということでございますが、減少傾向にあるということでございます。

そのため、現在の資源水準を維持する方向でTACを設定するという方針でございます。

対馬暖流系群につきましては、先ほどのスケトウダラ、根室海峡群というものと同様、例えば中国水域等にまたがっている資源でございますので、従来の管理方針を踏襲しながら管理をしていきたいというふうに考えております。

それから、その次のマイワシでございます。マイワシにつきましても、基本的に従来と同様の管理方針でTACを設定するというところでございます。具体的には、現在の海洋環境等がマイワシの資源回復に好適な条件ではないということから、資源の回復はなかなか困難ということでございますが、年によって多少の上下変動はあるものの、中期的には現在の資源水準を維持することを目標にTACを設定するという方針でございます。

続きまして、マサバ及びゴマサバでございます。マサバ及びゴマサバについては4系統群でございます。

マサバ太平洋系群につきましては、従来の管理方針と同じく資源水準は低位でございますが、数年に一度、卓越年級群が出現するなど、回復の可能性も高いと思っております。そのため、現在、まき網業界で取り組んでいただいております資源回復計画を着実に実行していくことを前提とし

て、資源の回復を優先する方向でTACを設定するという方針でございます。

ゴマサバ太平洋系群につきましては、資源水準が高位ということでございますので、現在の高位の資源水準を維持する方向でTACを設定するという方針でございます。

その他の系群でありますマサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群につきましては、韓国水域等にまたがる資源でございますので、それぞれスケトウダラ等と同様、またがる資源としての管理方針でTACを設定していきたいと考えております。

それから、1枚めくっていただきましてスルメイカでございます。スルメイカにつきましては、現在のところ、高位あるいは中位という評価を受けております。ただし、スルメイカは、御承知のように1年成魚でございますので、海洋環境の変化等によって短期間で資源水準が大幅に変わる可能性が高く、その時々資源水準維持するという方向でTACを設定したいというふうに考えております。

ただし、余りにも資源水準の変化が大きい年にありますと、資源変動に準じてTACの増減を大幅に上下させますと、漁業経営に与える影響も非常に大きいということがございますし、あるいはスルメイカの安定供給にも支障を生じるという事態にもなりかねませんので、急激なTACの変動は避けるということで臨みたいと考えております。

最後にズワイガニでございます。ズワイガニにつきましては、これも系群ごとの管理方針を明確化したものでございます。基本的には、従来と同じ方針でTACを設定いたします。すなわち、日本海系群・太平洋北部系群・北海道西部系群の日本海のズワイガニにつきましては資源水準が中位であること、またはトロール調査によりまして、今後3年間程度の資源への加入が予測できるということでございますので、現在の資源水準を少なくとも維持する方向で、かつ毎年の漁獲量をできる限り平準化するような方向でTACを設定するというふうな方針で検討いたしたいと思っております。

本件に関する説明は、以上でございます。

山下分科会長 管理方針の記載方法を大幅に変更というふうにも見えますし、書き方を変えるだけというふうにも見えるんですけども、それはそれぞれのとり方ということになりますが、その内容については、今詳しく説明をしていただいたとおりです。

これにつきましては、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

熊谷委員、どうぞ。

熊谷特別委員 すみません。しばらく病院におったものですから声が出なくて、あとは治りましたけれども、声だけ聞きにくいと思いますが、お許しいただきたいと思っております。

スルメイカについてお伺いをしたいんですけども、スルメイカは去年から非常に量が落ち始めていて、今年はずっと悪くなっています。それで、八戸に揚がっている近海スルメは1月から9月までで去年の35%しかとっていません、同じ時期の。というようなことで、トロール、まき網ともイカは余りとれないような状態で推移しておるわけですね。

それで、今我々は、非常に資源について心配をしておりますし、ここに書いてありますとおり、スルメイカは1年性でございますので、海峡の変化で非常に影響を受けやすい。だから、今どうなるのかということは、我々はよくわかりませんが、

その中で、真ん中の項に「スルメイカについては、基本計画第3の2に該当する管理方針ではなく、別途、研究者が推奨する管理方針を採用する」と書いてございますけれども、この「別途、研究者が推奨する管理方針」というのは、具体的にどういうことかお教えいただ

きたいと思います。

以上です。

山下分科会長 お願いいたします。

國府資源管理推進室長 資源管理推進室長の國府でございます。

この真ん中に書いているところは今の管理方針であって、これを今度、新たなものに変えようとしているんですけども、今の話というのは、要は研究者が資源評価する場合に、ABCリミットというのを出してありますが、具体的に言いますと、そのABCリミットの数字にほぼ近い数字を設定させていただいているということでございます。

ただ、具体的に今度、中期的管理方針・指針になりますと、委員がおっしゃるとおり、スルメイカ、いいときはすごくいいんですけども、短期間に落ちる場合もあるし、逆の場合もある。そういったときに、その資源、資源に応じたTACを設定していますと、例えば、極端な話でございますが、今年は10トンだけれども、来年は1,000トンになる。あるいは逆の場合で、今年は1,000トンだけれども、来年は10トンになるといって、非常にその経営状況に問題がありますし、それから、水産物の安定供給という点でも問題があるということで、そこは、そういう極端な話にならないように注意して、いろいろ考えさせていただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

宮原委員。

宮原委員 この改正案に私も賛成をしたいと思います。魚種別に資源の状況を書いて、それに対する管理の方針が書いてある方がわかりやすいというふうに思っております。

そこで一つ質問があるんですが、マイワシのところですが、先般の新聞にも報道されておりましたが、学者の見解は非常に低位だというふうにマイワシの資源状況の評価をされているようでございますけれども、私があちこちの漁業者から聞いていると、かなりマイワシは回復しているのではないかという意見が浜の意見としてあるわけございまして、その辺、実態と研究者の評価との乖離というものがあるのではないかなという気がするんですが、この点、教えていただきたいと思います。

山下分科会長 漁場資源課長、お願いいたします。

小田巻漁場資源課長 漁場資源課長の小田巻でございます。

今、委員御指摘のとおり、マイワシの太平洋系群につきまして、最近、6～7月によくとれているという話を聞いておまして、昨年度から我々の方では、マイワシにつきましては低位減少の傾向であるというのを出しておるんですけども、今年の9月上旬までとれていたのは2005年級群、2005年生まれということで、これについてずっと調べております。それで、今とれておりますのは、結構沿岸でありまして、沖合がどうなっているかということについて、かなり調べておまして、現在、資源評価そのものは、今年の前半にやったような資料からつくっておるんですけども、9月段階になっても沖合の調査を続けておまして、東経150度以東のマイワシの資源を調べておるわけですが、相変わらず2005年級群について、やはり過去の調査結果に比べて、沖合には余りいないということです。沿岸には、先ほど御指摘のように漁獲は伸びているけれども、沖合にはいないという事実がありますので、全体状況としましては、やはり低位減少傾向は変わらないだろうというふうに思っております。

沿岸部分につきましては漁場形成等がよくて、そういう条件がよくて、比較的とれたのだろうと

思いますけれども、全体状況としては低位の減少傾向ということは変わっていないというのが現在の調査結果であります。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがでしょう。

桜本委員。

桜本委員 改正案は、大変結構だと思うのですが、1点お聞きしたいのですが、T A CとA B Cの関連で、A B Cを計算するとき、ここの改正後に示されました文言がベースになるのでしょうか。すなわち、例えば「マイワシでは資源水準を維持するなどの……」とありまして、「管理を行うものとする」と書いてありますが、これをベースとしてA B Cを計算するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

山下分科会長 お願いします。

國府資源管理推進室長 必ずしもそうは考えておりませんで、それは、資源水準は資源水準で、それぞれの研究所の方でA B Cなり、それぞれの考え方を出示していただきますけれども、T A Cの設定に関しては、その資源評価をもとにこういった、例えば資源水準を維持するといったようなことになれば、それに基づいたT A Cを設定させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

山下分科会長 ほかに、いかがですか。

保田委員。

保田特別委員 サンマの件に関しまして、ちょっとお聞きしたい。それと、我々サンマ業界のこれから、このT A Cの設定、19年度へ向けてどのような考えをしていくかというようなことに対しまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

皆様も御存じのとおり、昨年来より、ここにおります伊藤会長さんを初め宮原課長さん、水産庁の皆様方に御指導を受けまして、分離機の撤去、漁期の見直しと、いろいろと我々にできる限りのことをやってきましたが、本年度、今漁期が1カ月を過ぎた中で、それらの効果が今のところ全く見られず、今のところ、単価が40円から50円、ひどいときには20円というような形で推移している経過でございます。

それで、このT A Cの設定、確かに、基本的には、今見せていただきましたけれども、この漁業経営にかかわるといふ部分が前面に押し出されておりますが、サンマの場合、28万6,000トンという数字 これは、たしかA B Cは35万トンぐらいだったと思うのですが、それを勘案した中で28万6,000トンという数字になっていると思うんですが、その数字は本当に妥当であるのか。ちょっとこれは、このT A C制度が始まって以来、我々は随分努力してきましたけれども、妥当な数字なのか。また、このT A C魚種、7魚種の中でサンマという位置付けがどうなのか、本当に、このT A C魚種で資源管理をしなければならないのか、その辺の部分から考えていかなければならない状況になっている。北太平洋、800万トンの資源があるとか、その年によっては400万トン、その年によっては800万トン、このような膨大な資源量がある中で、このT A Cの魚種として進めて行っているのかどうか。そういう部分も含めまして、ちょっと國府さんにお聞きしたいなというふうに思っています。

山下分科会長 お願いします。

國府資源管理推進室長 まず、委員おっしゃるとおり、サンマにつきましては、かなり資源評価上、資源に悪影響を与えないという観点からのみ申せば三十数万トン、約38万トンぐらいの、実

はTAC設定が可能である。そこを、過去の経験上から大体 28 万トンぐらいに押さえているというのが現実でございます。ここにつきましては、本当にこれでいいのかどうかというような話がございます。この点につきましても、水産庁としても重々勘案しておりまして、別途、水産総合研究所に、いわゆる経営上どうなのか、それから、消費者の値ごろ感から考えてどうなのか、それから、流通加工業者の方々も当然、需要者の方々もいらっしゃいます。そこら辺の需要から考えてどうなのか、そこら辺の三者のバランスを考えて、どこら辺の数量がいいのかなという調査を今出しております。そういった委託費として、実は水産研究総合センターに出しておるんですが、そういった調査結果も勘案しながら、なおかつ経営にかかる話でございますので、我々、どの魚種もそうすけれども、水産庁がエイヤーと決めるのではなく、皆さん方と十分協議を進めながら いずれにいたしましても、今のところ、サンマの資源状況は非常にいいということでございますので、資源的には大きな影響はないということなので、その範囲の中でどうするのかということをお協議させていただきたいというふうに考えております。

それからもう1点、そもそもTAC魚種として適当なのかどうかという、非常に厳しい御意見をいただいておりますけれども、我々といたしましては、確かに、資源そのものは非常に大きな資源になっておりますが、サンマの需要そのものが、ほとんど日本で、若干の輸出入はございますけれども、余り大きな影響を受ける魚種ではないのではないかと。日本の、いわゆるサンマ漁業と言われる方々の供給で、ほぼ完結している。もちろん、輸出入の影響がないとは申しませんが、そういった中で一つの量を決めていくというのは意味があるのではないかと考えております。

保田特別委員 ありがとうございます。我々業界としまして、この11月に向けて、19年のTACの数量を決定するに当たりまして、全さんまの役員会等も開いて、早い時期から19年のTACをどういうふうな設定で、研究機関または行政に対して、我々協会としては、こうこうだからこのぐらいの設定にしてくれという部分を考えて、理事会等の役員会の開催も考えておりますので、ひとついろいろとお聞きしたり、また我々の意見も聞きながら、この設定に対して慎重に行っていたらいいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

香川管理課長 その点につきましては、さんま業界の方とも、よく相談しながら話を進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

保田特別委員 こちらこそお願いします。

山下分科会長 この件、あるいはほかの件についてもいかがでしょうか、管理方針の変更ですけれど。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、中期的管理方針(案)については、また11月に改めて御披露することといたします。そして、審議をしていただくということになります。

#### (報告事項)

海洋水産資源開発基本方針専門委員会の構成について

山下分科会長 続きまして、報告事項が3つございます。その中の1つ、「海洋水産資源開発基本方針の専門委員会の構成について」ということでございます。

前回、資源管理分科会がございましたときですけれども、このときに水産庁の方から、「海洋水

産資源開発基本方針策定のための検討作業を円滑に進めるために、この分科会のもとに専門委員会というものを設置したい」というようなお話がございました。これについては了承をしていただいたわけですが、併せて、この専門委員会に所属していただく委員の方あるいは特別委員の方々の構成については、事務局と私、資源管理分科会長の間で相談をさせていただいて決定をするというふうに申し上げて、これについても了承をしていただきました。

本日、そういうことで資料5のとおりにしましたという御報告をいたします。

そういうことで資料5をごらんくださいませ。ここに、今お名前の上がっている方々が構成委員として専門委員会を開いていただくということでございます。委員長には桜本委員にお願いしたいと思っておりますので、基本方針の取りまとめ等、よろしくお願いいたします。

また、長谷川委員、福島委員、三鬼委員、宮原委員、吉岡委員におかれましては、専門委員会の委員としてよろしくお願いをいたします。

それから、その下に特別委員としてお願いする方々、奥田様、瀬戸様、古澤様、宮下様とお名前が上がっておりますけれども、農林水産大臣から、今後新たに任命をされる方々ということでございます。

これについては、何か質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### 第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 それでは、報告事項の2つ目でございます「第1種特定海洋生物資源の採捕数量」について説明をお願いいたします。

國府資源管理推進室長 それでは、御説明させていただきます。

資料6をごらんください。今回、7月～6月ということでTAC管理をしておりますズワイガニの集計結果が出ましたので、漁期初めから6月末までの採捕数量を御報告させていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございます。一番上の欄をごらんください。第1種特定海洋生物資源、その横に漁獲可能量、これがTACでございます。Aでございます。それからB、これが採捕数量ということで、一番右の欄が、いわゆる消化率という形になっておりまして、参考までに、括弧書きで書いております数字は前年漁期の数字を記載させていただいております。

ズワイガニは一番下の欄でございます。そこを見ていただきますと、ズワイガニにつきましては、TACが7,453トンに対しまして採捕数量は5,224トン、全体で5,224トンということで、消化率は70%ということでございます。

次のページをお開きください。このページは、同じ数字を管理主体ごとに分けた数字でございます。ズワイガニにつきましては一番下の欄でございます。まず沖合底びき網漁業の大臣管理漁業分でございますけれども、全体では左から2番目の箱の中でございますけれども、全体では消化率75%ということでございまして、内訳を見ますと、西部日本海Aが89%、北部日本海が36%、オホーツクが31%、北部太平洋が37%と、いずれもTACの範囲内の漁獲実績となっております。また、その右の方には数量配分をさせていただいております。都道府県管理分のものでございますけれども、いずれも消化率が37%から、高いもので83%ということでございますが、い

ずれもTACの範囲内となっております。

それから、最後のページでございますけれども、これにつきましてはズワイガニ、一番右の欄でございますが、数量配分された都道府県以外を含めた実績でございます、ズワイガニは、都道府県分といたしまして1,124トンというふうになっておるところでございます。

報告事項としては、以上でございます。

山下分科会長 報告をしていただきました。ズワイガニについては漁期が終わったということで、これが最終報告というのでしょうか、期後の報告になります。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

#### 指定漁業の許可等の一斉更新について

山下分科会長 それでは、報告事項の3つ目になります。「指定漁業の許可等の一斉更新について」、説明の方をお願いいたします。

坂井企画課長 企画課長の坂井でございます。

資料7をごらんいただきまして、指定漁業の一斉更新に来年当たりますので、簡潔に説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきまして、御案内のように、指定漁業につきましては「農林水産大臣が許可の総隻数を漁業種類ごとに公示をして、漁業者からの申請に基づいて許可をする」、こういった仕組みになっているところでございます。この資料にございますように、来年8月1日に一斉更新を迎える指定漁業、全部で8種類ございます。これらの漁業について一斉更新の作業を今後進めていくことが必要となっております。

2ページでございますが、スケジュール、資料の左を見ていただきまして、4月の上旬に水政審議会で指定漁業の種類ごとの許可隻数などの公示内容について、大臣からの諮問・答申をいただいて公示をし、申請を受けまして8月1日に許可証の交付をする、このような段取りになっております。今回、指定漁業の一斉更新の対象となります8つの漁業種類、前回の一斉更新における公示隻数、また現在の許認可数は右の表にあるとおりでございます。

3ページでございますが、前回の一斉更新における規制の見直しでございます。前回は、基本計画、基本法ができて最初の一斉更新ということでございましたが、大臣管理漁業、指定漁業の種類の見直しということで新たに追加をしたり、削るといったようなことを行いました。また、具体的な規制の見直し事項として、(2)にありますように、漁船のトン数階層区分の簡素化を行うといったこと、または漁船の性能基準の原則廃止、このような見直しを行っております。今回につきましても、資源の状況、漁業経営の状況等を勘案して、所要の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

最後のページを開いていただきまして、今後のスケジュールでございます。これは、あくまでも予定でございますが、実は庁内で8月に検討体制を発足いたしまして、現在、都道府県及び漁業者団体からの意見をいただいて内部検討を進めさせていただいているところでございます。本日、そのような進行状況、スケジュールで御説明をさせていただきましたが、11月の資源管理分科会におきまして、これは従来と同じ手法でございますが、資源管理分科会の中に一斉更新の小委員会を設置させていただいて、概ね3回程度議論をいただいて、来年の3月を目指して一斉更新のまず処



理方針を固め、それに基づいて、実際の公示の諮問・答申といった段取りで進めさせていただきたいと思ひます。こういった段取りで進めたいと思ひますので、御協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か、御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(その他)

山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に、本日の議題にかかわらず何でも結構でございますので、御発言ございましたらいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

市山委員、お願ひいたします。

市山特別委員 普段、不勉強なものですから、今日も、こんな機会にぜひお聞きしたいなと。どなたに聞いたらいいの、私自体わからないんだけど、管理課長さんか、それとも室長さんに、ひとつコメントしてもらいたいと思ひます。

今日の議題にもありましたように、マイワシが過去に、北海道でも全国一の水揚げを誇るぐらいまき網でとれた時期がありますけれども、何の関係か、とり過ぎもあったと思ひますし、自然環境の問題もあったらうと思ひますが、ほとんど見えなくなったという時期があつて、今報告を受けると、徐々に増えているということで、これは大変喜ばしいことだなど、このように思っています。そんな関係で、マイワシというのは、成長したって 20 センチまで行くのかなと、そんな思いをしております。

それで、マイワシとはまた違うけれども、オオナゴという魚種の魚があるんですが、これは、特に日本海の北海道側が多いんです。それで過去には、海に相当余っているぐらいいた魚が、どこでどうとられたものか、ほとんど今は資源が減少して困ったものだなど。なぜ困ったかという、これをとって金にするということは、私たち沿岸漁民は余りしていませんけれども、この魚は、伸びても 15 ~ 16 センチ。先祖から、「オオナゴは人がとるものでない、食うものでない。魚の餌のために生まれてきているものだから、漁師は余りとらないように」というようなことで、これが代々から言われてきて、そんなにとらなかつたんだけど、なぜか少なくなつてしまった。

それで、過去を調べてみると、このオオナゴをとって生計を立てている人たちが、資源回復計画に乗って減船した経緯があります。残った残存船が、採算がペイするように残った船で頑張れやというようなことでやっているようですけれども、なかなか資源が回復しないでだんだん減っていくというようなことで、余り採算はペイしていないようです。

そこで、課長さんでも、室長さんでも、どなたでもいいんですけれども、私の持論である魚の餌のために生まれてきたような魚、日本海で言うと、オオナゴを食ってヒラメ、サクラマス、この魚族が自分の食うものがなくなつてしまったときに、弱肉強食という言葉は悪いんですけれども、やはり大きいものが小さいものを食っていくという自然界ですから、このメカニズムがどう狂っているのかというような研究なんかをしていることはあるものなんですか、その辺、一つお聞きしたいなと思ひまして。

國府資源管理推進室長 ちょっと私では荷が重くて、全体の生態系の話になりますと和田参事官

の方が.....。

和田増殖推進部参事官 増殖推進部の和田でございます。

今、大変貴重な御指摘をいただきました。私ども資源の調査・研究をやっている立場からも、正にそのとおりだと思います。

いわゆる、こうした食物連鎖に関する研究でございますが、これは個々の資源評価 それは魚種別にやっておるわけでございますけれども、それと併せて、やはり個々の魚の資源評価をやる場合に、当然、海の環境と併せてほかの魚の動向、今、御指摘がございましたような、例えば餌の動向、あるいはその魚を食べる魚の動向といったものが重要であるということで、最近は、そういった点についても調査をして、総合的に見る努力はいたしております。

それで、具体的に申しますと、これは太平洋側の方では、かなりそういった点で研究は進んでまいっておりますけれども、今御指摘の日本海の北部といったところでは、残念ながら、まだまだそういった視点での調査・研究の積み重ねが少ないという現状でございます。今回の御指摘を踏まえて、今後、そういった点からも、関係する研究機関の方で取り組んでいくように努めていきたいというふうに思っております。

小田巻漁場資源課長 今のお話のように、餌となる魚、和田参事官の方から説明しましたように、やはり魚が魚を食べて成長するということも非常に重要なことだし、もう一つは漁場環境、マイワシが100万トン以上とれたところが、今は2万数千トンというような、非常に大きな変動をするという、これにつきましては、そういう魚同士、生態系同士の関係と、あと海洋環境、先ほどのスルメイカの話なんかもそうですけれども、要するに、水温がちょっと変わっただけで、非常に生息環境が変わって資源が変わってしまうというのがありまして、今は資源評価と同時に資源の動向・要因分析調査、なぜ、そういうふうに資源が変わってしまうかということについても、資源調査事業の中で、水産総合研究センターと一緒に進めるようにしております。

山下分科会長 今やっていますというお話ではなく、これからやりますというお話だったんですが、よろしゅうございますか。

市山特別委員 これをとって商売にしている方がいるので、余り刺激を与えるような話はしたくないんですけれども、なぜ、今回この話をしたかということ、北海道では、オオナゴになる前の春にはコウナゴと言うんですね。これが、一番値段のいい人気のある魚なんですけれども、ちょうどそのときにサケの稚魚も河川から海へ出ていく。それで、北海道全域でとれるんだけれども、サケをとるか、コウナゴをとるか、これを選択させられたときに、やはりサケというのは増養殖に適している魚だからということで、北海道でほんの何カ所より、このコウナゴをとらないようにしているんです。それが功を奏したのか、今は回帰率3%といった水産庁の考え方も、先生方も立派なんですけれども、今は5%、6%ということで、20万トンも秋サケが帰ってくるという時代になりました、やはり先祖の選択に間違いなかったのかなと。

ですから、そういうことを思いながら、やはり漁獲圧力をかけて採算を間に合わせるよということだけでなく、場合によったら英断を振るって、この魚族を残すことによって、食物連鎖でこれを食べていた魚が増えるという一つの計算も成り立つと思うので、ぜひ研究者の皆さんは研究して、これがよし、あれがよしというわけにはいかないだろうけれども、一つ妙案を期待しておりますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

山下分科会長 ほかには、いかがでしょうか。

どうぞ、山田委員。

山田特別委員 水産庁として、どういうスタンスをとっているのかということのをちょっとお聞きしたいことが1点あるんですけども、WWFという非政府組織の世界自然保護基金というんですか、これが現在、海洋環境の保全と持続的な海洋資源の利用を推進するというところで、MSC、海洋管理協議会による漁業等水産物の認証制度を取り入れる活動を展開しているんですよ。日本でも現在、こういうMSCマーク式の製品の、これは通信販売が主みたいですけども、例えばキングサーモンの切り身だとか、ギンダラの切り身というものを国内で販売して、今後も国内の漁業の認証に向けて取り進めをしている、こういう話を聞いて、現実、アメリカのマーケットでは、このMSCマークをつけているものについては、非常に高値で取引をされていると。

こんなことで、やはり一部、国内のそういう加工業者が、このMSCマークをつけたいと、そういうことで販路を広げたいというような動きがあるということですけども、このWWFというのは、その上には何か、グリーンピースが裏でついているというようなことで、そういう欲しいという方から見れば、どうも農林水産省がいろいろなことを考えて、その辺の認証について、非常に高い壁があるよだという話があるんです。これは、本当かどうかはわかりません。ただ、そういう動きがあるということだけは間違いないんですけども、こういうものについて水産庁として、この辺のこういう漁業と水産物の持続的な管理なんて言っていますけれども、どうもいろいろ調べている中では、それはまゆつばであって、我々漁業者では、ちょっと違うなという気が私はしておりますけれども、この辺の状況の中で、水産庁としてはどんなスタンスで、全く無視してというのかどうなのか、その辺、ちょっとお聞きしたいなと思います。

山下分科会長 それでは、企画課長さん。

坂井企画課長 いわゆる水産エコラベルにつきましては、7月に取りまとめた水産基本計画見直しの中間論点整理でも取り上げておるんですけども、この水産エコラベル、今御指摘のMSCが認定機関というところでございまして、そこの仕組みを今、世界的に広げようというふうに彼らは努力しているわけですが、もともとはFAOの水産エコラベルのガイドラインというものができまして、それに基づいた仕組みでございまして、

したがって、MSCだけではなくて、いろいろな国でこの認定機関を立ち上げて、こういった水産エコラベルをつくることというのは可能ですので、オープンなシステムでございまして。MSCだけが独占をしているものではありません。ただ、今、実際に認定機関として機能していますのはMSCだけですので、そういった意味で、MSCの水産エコラベルが、例えば輸入品ですとか、そういったもので日本にも入ってきている。また京都の漁業者は、ズワイガニでございまして、日本でも今、このラベルをつけるということで審査を進めている。今、私どもが承知しているのは、漁業自体では1例だけですけども、そういったことで、環境にやさしい漁業であるということを消費者に示すという手段の一つとして一定の広がりを見せているのは事実だと思います。

そういった点、私どもの視点としては、やはり将来的なことも考えれば、このような環境生態系にやさしい漁業といったものを消費者にアピールしていくという可能性もあると思いますので、その際に、日本の行っている資源管理といったものが正しく評価されるような仕組みが必要だと思いますので、我が国でも、これは、具体的には認定機関を立ち上げるのか、あるいはMSCとの協力を築くのか、いろいろな手段があると思いますが、その点は、どのような手段があるのか研究をしていくことが必要だと考えております。

大日本水産会の方でも、こういったことで近々、勉強会的なものを開くというふうに伺っており

ますので、まず、委員御指摘のように、MSCによる仕組みの中身も、これは、まだこれから広がっていかうというところで情報も不足していますので、よく調べて、我が国の漁業の実態との関係でどのようなアプローチがあるのか、よく議論をしていく必要がある。そういったことで、その導入について勉強し、検討していく必要があるといったことで中間論点整理でも取りまとめがされているところでございます。

山田特別委員 ただ、私が心配するのは、今、WWFがやっているのは自然保護連盟との提携をしてという話になって、資源管理ということになると、前に知床の遺産のときにも言いましたけれども、そのことが優先して、スケトウとっちゃだめだよ、サケをとっちゃだめだよ、何をとっちゃだめだよという方向に、こういうものをうまく利用されると、我々業者にとって大変なことになるなという思いがあるものですから、そこで水産庁としてのスタンスをお聞きただけで、よくわかりました。

山下分科会長 三鬼委員、お願いします。

三鬼委員 前々回でしたか、こういう場所で質問させていただいたのですが、燃油対策につきまして、ちょっとお願いをしたいなということでございます。

皆さん、御承知のとおり、油のここ2～3年での高騰ぶりというのは異常なものがあるなど、こう思っているわけですが、漁船漁業であれば、皆さん苦しんでいる中で、特に我々の遠洋マグロ船になりますと、ほとんど365日、エンジンをとめるということは余りないような状況の中で、今の支払いサイトにしても、60日というような非常に短期なものになってしまっている。そういう苦しむ中で、依然として油の価格の上昇というか、今、高いままに推移してきているという中で、対策といたしまして、省エネ対策のことは韓国が政府の支援を受けまして、A重油、C重油の混合油の普及が急速に進んでおるという状況になっております。

私どもかつお・まぐろ関係者も、調査はしてまいっておりますが、リスクが完全に払拭されていない状況であります。全漁船漁業者に対する省コスト対策でもありまして、ぜひ水産庁主導で、この実証化を推進していただきたいものだと、このように思っているわけですが、その点を特に要望しておきたいと思っております。

そしてもう1点は、前回の一斉更新によって、新規参入につきまして大幅な規制の緩和が行われたわけですが、それによりまして新規に参入する船が激増しているということで、三ヶタにも達するような状況になってきている中で、この実態というものは、やはり外国船の参入枠の中にあるんだという実態がございますので、これに対して我々も、これから業界としても水産庁といろいろ相談してみたいなと思っておるので、その点もよろしくをお願いをしたいと思っているわけですが、その点、よろしくお願いいたします。

重増殖推進部長 増殖推進部長でございます。

今のA・C重油の関係でございますけれども、今、日かつ組合さんの方で韓国とか、いろいろなところの状況を調べて、先般も漁業構造改革推進会議等で御報告をいただきまして、今お話がありましたように、やはり省エネ対策というのは、私どもも重点課題として今後とも進めていかなければいけない。

その中でA・C重油の今後の問題につきまして、どういう形で具体的に我々としても支援することができるのか。例えば実証化の技術的な観点であれば、今、私どもの方のツールとして、そういうような実証化の事業というのもございますし、一方で技術開発をさらに進めるということであれば、そういう技術開発の観点でのいろいろな事業もございます。

その辺につきましては、具体的にどのような形を望まれていて、そういう中で我々としてということが御支援できるのかといったようなことにつきまして、これから業界の方といろいろと詰めさせていただいて、それぞれがやるべきことにつきまして整理した上で進めるところは積極的に進めていきたいというふうに考えております。

山下分科会長 よろしゅうございますか。

三鬼委員 やはりお話を聞きますと2割に近い、約2割ぐらいの軽減がなされるだろうと言われておりまして、これは非常に貴重な数字でございますので、ぜひ実現したいものだなと思っております。

山下分科会長 それでは、ほかにはいかがでしょうか。

事務局からは、何かありますか。

香川管理課長 次回の資源分科会につきましては、「小型捕鯨業につき許可または起業の認可をすべき船舶の隻数及び認可または認可を申請すべき期間を定める」という諮問等々を議題といたしまして、11月の上旬ごろに開催したいというふうに考えております。

具体的な日程につきましては、また個別に調整させていただきたいと考えております。

閉 会

山下分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

了

答 申 書

8水審第22号

1

平

成18年9月29日

農林水産大臣 松岡 利勝 殿

水産政策審議会  
会 長 小 野 征 一 郎

平成18年9月29日(金)に開催された水産政策審議会第27回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第111号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく  
基本計画の検討等について